

平成19年第1回大町町議会（定例会）会議録（第4号）						
招集年月日	平成19年3月8日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開議	平成19年3月16日	午前9時00分	議長	原田 謹 吾	
	閉会	平成19年3月16日	午前10時5分	議長	原田 謹 吾	
応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 14名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	原田 謹 吾	○	9	永尾 光 次	○
	2	松崎 直 文	○	10	早田 昭 義	○
	3			11	吉村 秀 夫	○
	4	森 カヲル	○	12	高田 幸 康	○
	5	荒木 鉄 也	○	13	南川 正 明	○
	6	八木 俊 文	○	14	成富 定 次	○
	7	藤瀬 都 子	○	15	中山 初 代	○
	8	山下 時 三	○			
	会議録署名議員	14 番	成富 定 次	15 番	中山 初 代	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	山本 清	書記	山本 唯 博		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	武村 弘 正	助 役	西 依 和 則		
	企画課長	水川 一 哉	建設課長	東 島 茂		
	生活環境課長	早田 豊	教育委員会事務局長	荒木 和 幸		
	会計課長	荒巻 雅 明	町民課長	山口 敏 美		
	町立病院事務長	肥田 修一郎	教 育 長	高山 博		
	町民課参事	前田 悦 則	総務課長	鶴崎 敏 彦		
	保健福祉課長	鶴池 弘 文	総務課参事	津野 道 彦		
	産業振興課長	福田 敏 朗				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽平成19年3月16日

- 日程第1 閉会中の継続案件の委員長報告及び質疑・討論・採決
- 日程第2 本定例会の議案等の委員長報告及び質疑・討論・採決
- 日程第3 追加意見書案の報告及び一括上程
- 日程第4 提案理由の説明及び質疑・討論・採決

午前9時 開議

○議長（原田謹吾君）

ただいまの出席議員14名でございます。定足数に達しておりますので、平成19年第1回大町町議会定例会4日目は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

日程第1 閉会中の継続案件の委員長報告及び質疑・討論・採決

○議長（原田謹吾君）

日程第1. 前議会より継続審査に付されました案件を議題といたします。

まず、これに対する委員長の報告をお願いいたします。文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（吉村秀夫君）

おはようございます。議会休会中、継続審査として当文教厚生委員会に付託されておりました議案について審査いたしましたので、報告いたします。

請願第2号 人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書の提出を求める請願。

以上の件につきましては、慎重に審査いたしました結果、請願第2号は原案どおり採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（原田謹吾君）

産業建設委員長。

○産業建設委員長（早田昭義君）

議会閉会中、継続審査として当産業建設常任委員会に付託されておりました議案につきまして審査いたしましたので、報告いたします。

請願第9号 長崎新幹線と並行在来線に関する意見書の提出を求める請願書。

この件につきましては、現段階で町長を初め、議会からも各種協議会への参加を行い、検討段階にあることで一概に考えの方向性を示すときではないと考えて、不採択と決定しました。以上、報告を終わります。

○議長（原田謹吾君）

以上で、委員長の報告を終わります。

続いて、ただいまの報告に対する質疑を一括して行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

ないようでございますので、委員長に対する質疑を終わります。

続いて、討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（山本 清君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。中山議員。

○15番（中山初代君）

2004年12月6日提出から2年3カ月以上も結論が出せない議会が他町にあったでしょうか。私は聞いたことはありません。大町町には何一つメリットはなく、あかすの踏切になることだけがはっきりしている長崎新幹線計画です。町民のほとんどが反対です。この請願書の不採択は、ただただ町民に背を向けるだけの結果の不採択です。よくも不採択と言えたものだとあきれざるばかりです。時間的な短縮もなく、長崎と博多間で六つの駅にとまるのに新幹線と言えるのでしょうか。博多－佐賀間で5分、博多－長崎間で26分、建設費は2,700億円、1分間短縮するのに100億円、こんなむだな膨大な公共事業はやめて福祉に回すべきです。この新幹線完成の暁には、長崎から博多への買い物客、お遊びに利用されることの方が多く、

決して長崎のためになるものではなかろうとの見方は当たっていると思います。不採択にすべきでないと思います。

○議長（原田謹吾君）

賛成討論ございませんか。荒木議員。

○5番（荒木鉄也君）

まず、長期にわたる継続審査で御迷惑かけたことをおわびいたします。

この請願について、数多くの論議がなされてきました。佐賀県や地元市町村にとってのメリット、デメリット論はどちらにも当てはまることではと思いますが、産業においても多くの期待が寄せられ、現在、多くの行政、民間の団体も検討されております。しかし、今後の10年、20年後の西九州全体での発展を考えると、今、協議会が設置され、検討されていることも御理解いただけたと思います。知事も言われているように、県内の自治体の反対が一つでもあれば実行しないと約束されております。当委員会として検討段階である今、賛成、反対の意見を出す方向ではないとの結論で、委員長どおり不採択といたします。

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

請願第9号については、産業建設委員長報告どおり不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田謹吾君）

起立多数と認めます。よって、請願第9号は産業建設委員長報告どおり不採択とすることに決定いたしました。

請願第2号。

○議会事務局長（山本 清君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。中山議員。

○15番（中山初代君）

だれが何と言おうと同和行政は終結しているのです。またも法制化してどうするのですか。質疑でも申し上げましたが、奈良の部落解放同盟の問題で全国的に報道されましたが、4年

間のうち5日しか出勤しないで給料はちゃんと受け取っていたことが大問題になりました。佐賀地裁では、部落解放同盟から言うことを聞かなかったからと職責をやめさせられたこと、佐賀地裁に訴え勝訴し、女性の方だったと思いますが、職場復帰して100万円を部落解放同盟は払わされています。3月20日の大町での研修に職員を出すと言いますが、人権問題を解放同盟から教わる必要がありますか。そんなに職員は暇ですか。部落解放同盟を温存することの請願には反対いたします。

○議長（原田謹吾君）

賛成討論ございませんか。松崎議員。

○2番（松崎直文君）

この件につきましては、継続して今回結論を出したいわけですが、趣意書にあったとおり、確かに人権侵害が大きく報道されている事実もあるわけですが、部落解放同盟と限定せずに、この人権侵害だけ考えた場合には、当然法制化するべきと考えるわけですが、よって、委員長報告どおり賛成するものであります。

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

請願第2号については、文教厚生委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田謹吾君）

起立多数と認めます。よって、請願第2号は文教厚生委員長報告どおり採択とすることに決定いたしました。

日程第2 本定例会の議案等の委員長報告及び質疑・討論・採決

○議長（原田謹吾君）

日程第2. これより本定例会の議案を議題といたします。

まず、これに対する各委員長の報告をお願いいたします。総務委員長。

○総務委員長（永尾光次君）

議会休会中に、当総務常任委員会に付託された議案について審査いたしました結果を報告いたします。

議案第1号 大町町長及び助役の給料の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例

について、議案第2号 大町町教育委員会教育長の給料の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例について、議案第3号 大町町職員給与条例の一部を改正する条例について、議案第4号 大町町税条例の一部を改正する条例について、議案第5号 大町町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、議案第9号 大町町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第10号 大町町副町長定数条例の制定について、議案第11号 平成18年度大町町一般会計補正予算（第4号）について、議案第12号 平成18年度大町町老人保健特別会計補正予算（第3号）について、議案第13号 平成18年度大町町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第18号 平成19年度大町町一般会計予算について、議案第19号 平成19年度大町町老人保健特別会計予算について、議案第20号 平成19年度大町町国民健康保険特別会計予算について、議案第27号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約について。

以上の件につきましては、担当課長の説明を受け、慎重に審査いたしました結果、議案第11号及び議案第18号中当委員会関係分及びその他の議案については、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当総務常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告を終わります。

○議長（原田謹吾君）

文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（吉村秀夫君）

議会休会中に当文教厚生常任委員会に付託された議案について審査いたしました結果を報告します。

議案第6号 大町町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、議案第7号 大町町母子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、議案第8号 大町町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、議案第15号 平成18年度大町町指定居宅サービス事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第17号 平成18年度大町町立病院事業会計補正予算（第2号）について、議案第18号 平成19年度大町町一般会計予算について、議案第22号 平成19年度大町町指定居宅サービス事業特別会計予算について、議案第24号 平成19年度大町町立病院事業会計予算について、議案第28号 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置の廃止について。

以上の件につきましては、担当課長の説明を受け、慎重に審査いたしました結果、議案第

18号中当委員会関係分及びその他の議案については、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第11号 平成18年度大町町一般会計補正予算（第4号）について。

この件につきましては、教育長及び担当課長の説明を受け、慎重に審査いたしました。10款、教育費の1項、教育総務費、1目、教育委員会の19節、負担金補助及び交付金中の新小学1年生給食費補助金288万5千円については少子化対策につながるものではなく、一部の学生のみ補助を受けるものであり、他の学年の保護者から不満が出ている。3月議会及び9月議会でも他の公平な少子化対策への組み替えを検討していただき、予備費に組み替えすると議決を行いましたが、これまでの間、検討された経緯もなく、一方的な再々提出は議会を軽視したようなものであり、真意がわかりません。全学年に行き渡るようであればという意見も出ております。以前も申し上げておりますように、修正案として一たん新小学1年生給食費補助金は、他の公平な少子化対策への組み替えをしていただきたいということで、288万5千円はゼロに減額し、予備費に組み替えするという結論がなされました。なお、少数意見として、原案どおり可決の意見もありました。

以上のような審査結果を踏まえ、議案第11号に対する修正案については多数決をもって決し、続いて、修正可決すべきものと決した部分を除く議案第11号中当委員会関係分については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当文教厚生常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告を終わります。

○議長（原田謹吾君）

産業建設委員長。

○産業建設委員長（早田昭義君）

議会休会中に当産業建設常任委員会に付託された議案について審査いたしました結果を報告します。

議案第11号 平成18年度大町町一般会計補正予算（第4号）について、議案第14号 平成18年度大町町灌漑用水ポンプ施設維持管理事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第16号 平成18年度大町町水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第18号 平成19年度大町町一般会計予算について、議案第21号 平成19年度大町町灌漑用水ポンプ施設維持管理事業特別会計予算について、議案第23号 平成19年度大町町水道事業会計予算について、議案第25号 町道認定について、議案第26号 町道変更認定について、議案第29号 杵東地

区衛生処理場組合規約の変更について、議案第30号 佐賀西部広域環境組合の設置について。

以上の件につきましては、担当課長の説明を受け、慎重に審査いたしました結果、議案第11号及び議案第18号中当委員会関係分及びその他の議案については、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で当産業建設常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告を終わります。

○議長（原田謹吾君）

以上で各委員長の報告を終わります。

続いて、これより委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

ないようですので、以上をもちまして委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（山本 清君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。議案第1号については、総務委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第2号。

○議会事務局長（山本 清君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。議案第2号については、総務委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第3号。

○議会事務局長（山本 清君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。議案第3号については、総務委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第4号。

○議会事務局長（山本 清君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。議案第4号については、総務委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第5号。

○議会事務局長（山本 清君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。議案第5号については、総務委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第6号。

○議会事務局長（山本 清君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。議案第6号については、文教厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第7号。

○議会事務局長（山本 清君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。議案第7号については、文教厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第8号。

○議会事務局長（山本 清君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。議案第8号については、文教厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第9号。

○議会事務局長（山本 清君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。中山議員。

○15番（中山初代君）

9号について反対討論いたします。

高過ぎる国保税、非情な保険証取り上げ、増大する無保険者、全国で4,700万人が加入する市町村の国民健康保険は、大町町は1,909世帯ということで17年度の決算にはなっておりましたが、今、この国民健康保険は土台を掘り崩すような危機に陥っています。年収200万円台で30万円以上の負担を強いられるなど、多くの市町村で国民健康保険税は既に住民の負担能力をはるかに超える額となっています。

大町町でも毎議会国保税の滞納が問題になりますが、年度最初から保険証未交付が3世帯以上、1カ月分の短期保険証を渡したまま、1カ月過ぎたら保険証の期限が切れたままの世帯が30世帯程度と係から聞きわかりました。保険証がなくて受診を控え、死に至る人も見ました。嫁入りした後も、実家の親の貧困を手助け続ける苦しむ人も見ました。生きる気力は失い、自殺未遂の住民に最近私は携わってきました。その他、親子練炭自殺や、中年の事故死など全国的に起こっている悲しい事件がこの町でも起こっています。税制改悪に連動した国保税の値上げも生じているのに、加えて国保税の値上げの被害を食いとめることこそ必要です。ますます滞納がふえることでしょう。値上げすることにはもちろん反対します。また、介護保険についても全国平均を大きく上回る、さらに、佐賀県内で一番高い介護保険料はわずかな年金1万5千円以上の年金から天引きされるという取って取り抜く仕組みです。そうまでしながら、いざ介護保険を利用したいときには、施設は50人待ちなど気が遠くなるほどの実態で、本当に「保険あって介護なし」です。デイサービスも減らされ、居宅サービスも減らされ、最初の介護保険はどこへやらというのが実態です。

また、高齢化社会を揺るがす医療保険財政危機に突入したことで、保険医療給付制度を変更に、75歳以上後期高齢者医療制度、65歳から74歳までの前期高齢者医療制度など、国保や社保から切り離し、介護保険のように1万5千円以上の年金から天引きされ、労使折半の社保から切り離すこと、これは財界誘導型で決められたものです。高齢者の医療費がふえるた

びに、保険料値上げか、医療内容の切り下げか、どちらをとっても痛みしかない選択を迫られる、まさに命を削る医療制度が待ち構えています。病院にかかれなくなってきました。国保税は値上げされ、医療制度は改悪され、たまったものではありません。もつともつと医療の問題、改善を求める立場で私は反対するものですが、この9号のほかに19号老人保健、20号の国保、22号の居宅サービス、24号の町立病院の事業会計は討論を抜きにして採決をお願いします。

○議長（原田謹吾君）

賛成討論ございませんか。南川議員。

○13番（南川正明君）

担当課のいろいろなお話をお伺いしながら、私たちもこの国民健康保険税につきましては議論をしてまいったところでございます。

この健康保険税につきましては、平成元年から18年間据え置かれておりまして、給付につきましては高騰し、平成15年度に医療制度の改定等がございまして、厳しい現状があります。2分の1の財源は自主財源で賄うというところが賄えていないというのが現状でございます。財源なくば相互扶助の精神も生かされないわけでございます。他の市町村に比較しましても、余り変わりはないものと思います。望ましい地域社会をつくっていくのに、地域ほどの程度負担を覚悟したらいいのか、もちろん、地域の中にはその負担に耐えられない人もおられることは現実です。それらの人々の負担はどうあったらいいのか、そうした議論が進められなければならないと思います。負担のあり方が地域で議論されて改善されていくことを願いながらも、今回の委員長報告どおり採決に賛成をいたします。

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。議案第9号については、総務委員長報告どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田謹吾君）

起立多数と認めます。よって、議案第9号は原案どおり可決することに決定いたしました。議案第10号。

○議会事務局長（山本 清君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。議案第10号については、総務委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第11号。

○議会事務局長（山本 清君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

議案第11号については、総務委員長及び産業建設委員長の報告は原案どおりの報告がありました。文教厚生委員長の報告は修正でありますので、議案第11号の修正案について討論に入ります。

議案第11号の修正案に対する討論ございませんか。中山議員。

○15番（中山初代君）

新1年生給食費の補助の討論に入ります。

学校給食費の滞納で、大町町が佐賀県で一番多いことが佐賀新聞で報道されました。このことを町長も議会常任委員会でも親の意識の問題だと答えられました。果たしてそうでしょうか。

私たち共産党は、子供の貧困が広がり、次世代に引き継がれる危機をつくり出していることを2月13日の国会で志位委員長が問題にしました。文教委員会で、教育長の発言で母子家庭がふえていることも事実だということがわかりました。今、母子家庭の6割が貧困世帯と言われています。これがまともな社会と言えるのでしょうか。さらに、税と社会保障によって子供の貧困が逆にふえていることもあり、改善どころか、所得の低い子育て世代への支援を減らしてきたことも大きな問題です。この削減は母子家庭の子供の貧困をより悪化させるも

のです。

審議の中で、教育長の話で貧困家庭の子供を担当が自費で修学旅行に連れて行っている先生もおられることがわかりました。これが子供の貧困という大きな問題です。こんなときだからこそ、せめて小学1年生の給食費補助の実行を応援し、今後引き続き子育て支援として実行できるように拡充の方向へ議会も一緒に考える姿勢こそ必要ではないでしょうか。いつそのこと6年生まで補助を考えてみるべきです。北海道の三笠市は、滞納が多いから6年生まで無料にしてしまいました。これが政治だと思います。平成13年、14年、15年の継続事業で多くの町民があんな道路は必要ないと言っているのに、私一人が反対だったために、あのむだな事業ふるさと農道は県の事業といえども、2割負担分だけでも1億3,000万円を超える町の負担だったのに、出口も入り口も変則的で予想どおり何の役にも立たない道路に、反対もしなかった議員が288万5千円の小学1年生の給食費の補助、しかも、子育て支援の当然いろんな形で進めなければならない大事な予算に反対する資格がありますか。6億5,000万円のふるさと農道に賛成した議員が、288万円の小学1年生の給食費の補助に反対する資格はないと私は思います。小学1年生の給食費補助は通すべきです。

○議長（原田謹吾君）

賛成討論ございませんか。松崎議員。

○2番（松崎直文君）

ただいま反対討論をるる述べられたわけでございますが、いろいろ御意見を言われる部分は理解できる部分もあるわけでございます。そこら辺を十分に勘案して、結論を出したわけでございますが、ただいま道路に賛成した議員がこの給食費の問題で反対する資格があるかと申されましたけれども、それとこれとは別のことと思います。

この件につきましては、3回目この議会に出ているわけでございます。毎回、審議結果というのは報告されていると思いますが、子育て支援に我々は反対しているわけではないわけです。このことは委員会の中においても、1年生だけでなく子育て支援とするならば幅広く子供に回るように財政が厳しい中で、その中で有意義な金を使っただきたいということで、共産党議員としては常々就学時前までの医療費助成を言っておられます。そこに回したらどうかと、それでもいいんじゃないかと意見も出したわけでございますが、それはそれ、これはこれと反対されました。じゃあ子育て支援というのはどうすればいいんでしょうか。1年生だけにすることが子育て支援でしょうか。我々はもう何回もこの答弁をするわけで

ございますが、本当に子育て支援を考えるならば、幅広くやっていただきたいと。このことについて、何で1年生だけですかということですずっと投げかけてきたわけでございます。厳しい財政の中で、幅広く子育て支援を行っていただきたい、子育て支援そのものに反対するわけじゃない、この2月に佐賀新聞に出た滞納の問題がありますが、その後、町民の方はこの給食費助成に対しては、やはりおかしいという意見は結構出てきているわけです。私たちはこの子育て支援に反対するものではなく、幅広く子育て支援を行っていただきたいということで、この1年生だけの給食費助成は委員長報告どおり賛成するものであるわけです。

○議長（原田謹吾君）

ほかに討論はございませんか。南川議員。

○13番（南川正明君）

私はこの新1年生に対する給食費助成については、賛成をしているところでございます。このことにつきましては平成16年、この議員のメンバーにおいて条例化されてきております。そのことが修正されなくて全学年にということは、まず今のところの状態では無理だろうと思います。考え方としては、そういうふうに全学年に及ぶような、公平感が持てるような助成の仕方がよろしいかと思っておりますけれども、出発点からいきますと、どうしてもどこかで不公平という感はあろうかと思っております。1年から6年まで一遍に始めた場合に、1年生については6年間あります。6年生については1年間しかないというふうな、そういうのも不公平感ということでとらえられると思っております。我々の政治の究極の目的は、福祉の充実にあろうかと思っておりますので、そういう点を考えまして、今の段階では新1年生に対する給食費の助成については賛成をするものであります。

○議長（原田謹吾君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

ないようですので、議案第11号の修正案に対する討論を終わります。

引き続き、議案第11号の修正案を除く原案について討論に入ります。

議案第11号の修正案を除く原案に対する討論ございませんか。中山議員。

○15番（中山初代君）

この中には、西部ブロックごみ処理広域化計画推進協議会負担金54万4千円の計上があり

ます。今、予算計上するくらいならもっと早く、平成14年1月の4市5町の担当課長会開催のころに報告くらいあってしかるべきだったと思います。ただ、唐突ということで、私はこの予算化には賛成できません。

○議長（原田謹吾君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

ないようでございますので、議案第11号の修正案を除く原案に対する討論を終わります。

議案第11号 平成18年度大町町一般会計補正予算（第4号）についてに対する文教厚生常任委員会の修正案について採決いたします。

なお、この採決は起立によって行います。文教厚生常任委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田謹吾君）

起立多数と認めます。よって、文教厚生常任委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正を議決した部分を除く原案について採決をいたします。

修正部分を除く部分を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田謹吾君）

起立多数と認めます。よって、修正部分を除く部分は原案どおり可決されました。

議案第12号。

○議会事務局長（山本 清君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。議案第12号については、総務委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第13号。

○議会事務局長（山本 清君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。議案第13号については、総務委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第14号。

○議会事務局長（山本 清君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。議案第14号については、産業建設委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案どおり可決することに決定いたしました。

た。

議案第15号。

○議会事務局長（山本 清君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。議案第15号については、文教厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第16号。

○議会事務局長（山本 清君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。議案第16号については、産業建設委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第17号。

○議会事務局長（山本 清君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。議案第17号については、文教厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第18号。

○議会事務局長（山本 清君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。中山議員。

○15番（中山初代君）

この一般会計の当初予算は骨格予算ということですが、この中には負担金等に同和予算の計上が毎年同じ金額が当然の支出として計上されているのは、正確には違法ということになるのではないのでしょうか。同和の負担金を拾えば15万1千円、小学校費・中学校費の負担金は毎年少しずつ上がっています。福岡県南16自治体が年間2,300円もの公金を解放会館の運営費として、負担金として支出しているのは違法だとして住民監査請求が2月21日から22日に全額返還を求め同和行政終結を理由にしたもので、そういう住民監査請求が行われています。同和を人権と書きかえようと問題は同じです。このほかには、佐賀県西部広域環境組合負担金が57万1千円、西部ブロックごみ処理広域化計画推進協議会負担金が54万4千円、合計111万5千円。佐賀県後期高齢者医療広域連合負担金704万4千円も医療費制度を壊すものです。こういう予算に問題がありますので、反対いたします。

○議長（原田謹吾君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。議案第18号については、総務、文教厚生、産業建設、各委員長報告どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田謹吾君）

起立多数と認めます。よって、議案第18号は原案どおり可決することに決定いたしました。議案第19号。

○議会事務局長（山本 清君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。議案第19号については、総務委員長報告どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田謹吾君）

起立多数と認めます。よって、議案第19号は原案どおり可決することに決定いたしました。議案第20号。

○議会事務局長（山本 清君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。議案第20号については、総務委員長報告どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田謹吾君）

起立多数と認めます。よって、議案第20号は原案どおり可決することに決定いたしました。議案第21号。

○議会事務局長（山本 清君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。議案第21号については、産業建設委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第22号。

○議会事務局長（山本 清君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。議案第22号については、文教厚生委員長報告どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田謹吾君）

起立多数と認めます。よって、議案第22号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第23号。

○議会事務局長（山本 清君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。中山議員。

○15番（中山初代君）

23号については、責任水量が4,095トンというのは、1日平均水量が2,573立方メートル、1,522立方メートルの分の金は払っていながら捨てているということになります。旧北方町の問題は、とうとう西部水道企業団では問題にしないまま、そのまま武雄市に移行してしまいましたが、必要な分使っただけしか受水費を払う必要がないという予算書になるまで、国でも県でも助成を求めていくべきだと思います。

町民の一番の町政に対する要望が水道料金引き下げということは、相当前からの変わりないところでございます。西部水道になって以降、いつもいつも町民の要望が強い水道料の引き下げ、そのためにもっともっと力を注いでいくべきだと思いますが、責任水量の捨て水の問題では、いつまでも問題が残る問題と思いますので、反対いたします。

○議長（原田謹吾君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。議案第23号については、産業建設委員長報告どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田謹吾君）

起立多数と認めます。よって、議案第23号は原案どおり可決することに決定いたしました。議案第24号。

○議会事務局長（山本 清君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。議案第24号については、文教厚生委員長報告どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田謹吾君）

起立多数と認めます。よって、議案第24号は原案どおり可決することに決定いたしました。議案第25号。

○議会事務局長（山本 清君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。議案第25号については、産業建設委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第26号。

○議会事務局長（山本 清君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。議案第26号については、産業建設委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第27号。

○議会事務局長（山本 清君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。議案第27号については、総務委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第28号。

○議会事務局長（山本 清君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。議案第28号については、文教厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第29号。

○議会事務局長（山本 清君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。議案第29号については、産業建設委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第30号。

○議会事務局長（山本 清君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。中山議員。

○15番（中山初代君）

このことについては、一般質問で問題点を申し上げましたように、焼却中心の大型焼却炉は世界の流れに逆行していることと、エネルギーの大量浪費を生むものであります。焼却炉の建てかえやリサイクル施設問題では、適正規模で安全なものにすることと、ごみを減少することを契機にすることが大切です。リサイクルの運動こそ発足させることが必要であり、新たに広域で大型な焼却施設は必要ない方向こそ必要と思います。反対いたします。

○議長（原田謹吾君）

賛成討論ございませんか。南川議員。

○13番（南川正明君）

焼却問題につきましては、ドイツあたりでは広域的に大型の焼却炉が、個数的にはその分だけ少なくしてダイオキシンが出ないような施設にされているというのが、ドイツで見学された方の御意見を賜ったことがございます。それから時代は大分流れてきておりますので、現在のごみ焼却につきましても、それぞれの分野においてリサイクル等、再利用等に回される部分もふえてきております。審議の段階でいろいろな御意見が出ようかと思っておりますので、そういったものを生かしながら、ごみその他のとどまることのないような施設にもって行ってほしいという願いを込めて、この組合の設置についての賛成をさせていただきます。

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。議案第30号については、産業建設委員長報告どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田謹吾君）

起立多数と認めます。よって、議案第30号は原案どおり可決することに決定いたしました。ここで暫時休憩いたします。

午前10時1分 休憩

午前10時2分 再開

○議長（原田謹吾君）

議会を再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日、意見書案1件が追加提案されましたので、日程に追加し、議題といたします。

日程第3に追加意見書案の報告及び一括上程、日程第4に提案理由の説明及び質疑・討論・採決を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、日程第3に追加意見書の報告及び一括上程、日程第4に提案理由の説明及び質疑・討論・採決を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第3 追加意見書案の報告及び一括上程

○議長（原田謹吾君）

日程第3. 本日、意見書案1件が追加提案されましたので、まず事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（山本 清君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

ただいま朗読させました意見書案第1号を一括上程し、これより議題といたします。

日程第4 提案理由の説明及び質疑・討論・採決

○議長（原田謹吾君）

日程第4. これより意見書案第1号について提案理由の説明を提出議員にお願いいたします。松崎議員。

○2番（松崎直文君）

意見書（案）を読み上げて提案理由とさせていただきます。

我が国においては、日本国憲法のもと、すべての国民は基本的人権の享有を妨げられず、法のもとに平等とされている。

しかしながら、ハンセン病回復者に対する宿泊拒否問題、犯罪被害者やその親族等に対す

るプライバシーの侵害、いわゆる同和地区を特定しての誹謗中傷をインターネット上で繰り返すなどの人権侵害事案が生起している状況である。

このような人権侵害事案については、その具体的救済の手段である人権侵害救済制度の確立が急務である。

よって、政府におかれては、人権擁護推進審議会の答申及び国連で採択された国内機構の地位に関する原則、いわゆるパリ原則を踏まえ、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある新たな人権委員会の設立や、人権擁護委員制度については効果的な人権救済の観点から、国、地方公共団体、その他関係団体等と緊密な連携を図り、人権擁護の積極的推進を期すこと等を内容とした「人権侵害の救済に関する法律」の早期に制定されるよう強く要請するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

○議長（原田謹吾君）

以上をもちまして、提案理由の説明を終わります。

続いて、これより意見書案第1号に対する質疑を一括して行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（山本 清君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。中山議員。

○15番（中山初代君）

省略します。

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。意見書第1号については、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田謹吾君）

起立多数と認めます。よって、意見書第1号は原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。よって、平成19年第1回大町町議会定例会はこれにて閉会いたします。議事進行についての御協力、まことにありがとうございました。

午前10時5分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年3月16日

議 長 原 田 謹 吾

会議録署名議員 成 富 定 次

会議録署名議員 中 山 初 代

局 長 山 本 清